

宮本謙介著

『インドネシア経済史研究』

— 植民地社会の成立と構造 —

ミネルヴァ書房 1993年 xii+382ページ

うえむらやすお
植村泰夫

近年、インドネシア社会経済史研究は19世紀ジャワを主な対象に急速に進展してきた。本書もそうした研究動向の中に位置づけられようが、「はしがき」によれば、19世紀ジャワを主たる対象に、在来社会と植民地支配の相互規定性という視角から、植民地成立期の社会経済構造と其の変動を分析することが課題であるという。

本書は研究史整理に当てられた第1章および補論1、ジャワの王侯領の問題を検討した第2章、オランダ直轄領の19世紀に関する第3章～第6章、20世紀に関する第7章、東スマトラに関する第8章、論点の再整理に当てられた終章、書評形式の補論2、3から構成される。このように検討時期、地域は必ずしも一貫したものではないので、以下では各章毎に内容を紹介し、評者の意見を述べることにしたい。補論については触れない。

第1章「19世紀ジャワ経済史研究の動向」では、近年の外国における研究の整理から、オランダ直轄領に関する具体的研究課題として、(a)ジャワ特有の土地制度、特に土地共有制の歴史的な性格、(b)在地の階級関係、特に現地人首長の権能、(c)農民諸階層、特に土地なし農＝隷属民の存在形態、(d)労役の編成の4点が提起される。これらの点は、第3章～第6章で検討される。

第2章「ジャワの植民地化と王侯領農村社会」では、王侯領植民地化の過程を、自立的権限が外部勢力浸透により制限されていく点から、(1)1755(ギヤンティ条約)～1811年、(2)1811～30年、(3)1830～1918年(村落再編成)の3期に区分する。(1)の時期

には外部勢力の直接介入ではなく、封土制を核とする本来の土地所有・徴税体制が維持されていた。この時期、ジョクジャカルタ内領の事実上の在地支配者はドゥマン、ブクルなど有力農民であったが、その支配権は宮廷から任命されるグヌンの司法警察権掌握により一定の制約を受けていた。(2)の時期になると、領土割譲などで財政難に陥った王国支配層が中国人徴税請負への依存を強めたため通行税、市場税徴収が強化され、農業生産、特に商品生産の停滞を招いた。これらのことは、植民地政庁が領土割譲に加えて中国人徴税請負により王侯領内政に介入し、自立的土地所有権・徴税権を制約したことを意味すると評価される。(3)の時期には、ジャワ戦争敗北による自立的支配権弱体化のなかで進出したオランダ資本が砂糖黍栽培をブクルの権威を利用して展開し、農民の土地所有権は侵害され食糧作物不足が深刻化するが、植民地政庁は農園拡大に極端となった封土制を最終的には1918年に廃止し王侯領村落を直轄領に準ずる形に再編する。このように資本の論理が貫徹することで、最終的に従属化＝植民地化が完成した時期であると評価される。

評者も大筋では本章の記述に異論はないが、(2)の時期、徴税請負の拡大が農業生産の停滞を招いたとする論証の仕方に疑問を呈しておきたい。ここではそれによる米価上昇、輸送費高騰による米産地からの移出停滞という「事実」が述べられるのみで、生産自体の変化についての言及はない。また、移出の停滞は1804年の報告書の記事であり、これを1830年の報告書の通行税価格と無媒介に結びつけるのはどうであろうか。また、著者が依拠したCareyの研究では^(注1)、王侯領の今ひとつの中心スラカルタは後背地やソロ河沿いの安価な輸入により米の供給状況は良好で価格もかなり安かったとも指摘しており、これをどう理解すればよいのであろうか。

第3章「19世紀中葉ジャワの土地制度」では強制栽培制度期の土地制度再編が検討される。まず首長層については、上級首長プバティに上級所有権を部分的に付与し、植民地官僚として統制下において在地支配力を利用した、郡長にも上級所有権、労役収取権を認め、村落支配層にはマタラム時代の職田付与

慣行を維持したとする。次に農民の土地権については、オランダによる「個人的保有」と「共同的保有」の区別は土地商品化という点からは有効性を持つとし、中・東部ジャワで進展した「共同的保有」化の動きを、従来の土地制度の擬制によるものであり、強制裁培に必要な各種労役負担者を大量に創出するための農民層分解抑止策であると規定する。そして自由主義への移行に伴う強制的「個人的保有」化政策は失敗したが、開墾進展によりそれが増加したこと、「共同的保有」の内実の「個人的保有」への接近が見られたと指摘する。なお、この時期の土地売買、買入にも触れ、一般的にみれば相互扶助的な土地貸与が多く、土地保有権の移動を地主・小作関係の展開と見ることはできないとする。

本章の論旨は、従来論じられてきたことと基本的には違うものでないが、いくつかの点で疑問がある。第1に村落首長への職田付与をマタラム時代からの慣行とする点は一般化できないと思う。著者が依拠した「提要」の第1巻付録にある調査対象808村の土地権別面積一覧を見ると、一般的に「個人的保有」の優勢な地域には職田はきわめて少なく、また、評者もかつて別の史料によってこの点を論じたことがあるが^(注2)、こうして見ると地域差を考慮に入れた議論が必要であろう。第2に、土地の「共同的保有」化に関して、以前から存在したものをオランダが拡大したとすることは評者も同意見であるが、村落慣行に基づくとされるものについて「慣習それ自体が植民地支配のもとで一定の変容を受けている」とすることには、疑問が残る。一般的には確かにこのとおりであろうが、著者が事実としてあげるチレボンなどの事例は強制裁培実施に伴い開墾地の個人占有権が失われたというものにすぎず、これでは表3-1記載の「開墾の一定期間後「共同的保有」化」という「村落慣行」は如何なる変容を受けたものであるのか説明できないのではなからうか。第3に農民間土地貸借の性格は農民層分解を考える上できわめて重要であるが、相互扶助的なものが多いことは具体的に論証されているわけではない。評者もそれについて明確な判断を下すだけの材料を現在のところ持ち合わせないが、鍵となるのはこの時期の農業経営

の実態の検討ではないかと考えている。

第4章「植民地支配下の在地首長制」では、植民地支配深化の中での植民地当局と現地人首長の共生・対立関係の展開が論じられる。まず、プパティに対しては19世紀初に権力が削減されたが、強制裁培期には支配の円滑な実施に有用な限りで権威を存続させる政策に転換したとし、具体例として、東インド会社時代とは異なり、この時期の職田の規模や取内容には一定の制限があったことが経営事例の検討から明らかにされる。しかしこの時期には各地にプパティを輩出する有力一族が形成され、中には政庁が認める以上に権限を拡大する者も出たので、1850年代後半から権限縮小が実施された。次に中間首長については、新たに直轄領化した地域でマタラム時代の最下級官僚を統治末端機構に組み込んだケースと、村落行政が確立している地域で有力な村長を任命したケースの2種類があること、行政機構の整備とともに次第に廃止されていくことがのべられる。他方、村落支配層に関しては、植民地権力の具体的政策提起は19世紀初のラッフルズ統治以降であり、1819年には村長選挙制を施行したが、19世紀中葉までは村長は事実上の世襲で様々な特権を持つ最有力層を形成していた、プランテーションへの移行期にも労働力調達、労役組織化にとって不可欠の存在だったので政庁は村落行政にはできるだけ介入しなかった、この結果、19世紀後半には村落とプランテーションを接合させる上で重要な役割を果たしたとする。

本章で興味深いのはプパティなどの職田の経営内容が当時の史料によって明らかにされている点であり、従来、この層の権力基盤を具体的に論じたものが少なかつただけに貴重である。また、中間首長とマタラム官僚機構との関連を指摘し、新たにオランダ領になった地域での統治機構未整備と彼らの役割を関連づけたことも説得的である。なお、村落支配層の比率に関してフェルナンドのチレボンに関する研究によって土地保有農の25%という数字をあげているが、この地域は他地域に比べ職田面積が異常に広大な地域であり^(注3)、著者が引用している Berg の論文55ページでも村役人の種類が最も多いところ

とされているので^(註4)、この地域に特有の高い比率であることを明記してほしい。

第5章「強制裁培期の労働力編成」では未刊行のウンフローヴェ委員会報告に依拠して、(1)強制裁培制度下の砂糖生産における、(a)労働力編成、(b)在来農業への影響、(c)制度末期の労働力の性格と、(2)農民の身分編成が検討される。まず、(1)の(a)では各作業ごとの労働力のあり方を具体的に明らかにし、マタラム時代の労役収取体系を継承しつつ砂糖生産に必要な形へと再編したものであると性格づける。(b)では砂糖黍栽培に伴う早稲栽培強制、水利コントロール、役畜供出などが食糧不足慢性化、商品作物栽培後退を招いたため、住民は生活必需品輸入に頼らざるを得ず、現金収入の必要から栽培報酬、有償労役、賃労働など強制裁培が求める労働への依存を強めたことが指摘される。また、土地制度への影響についても触れ、スラバヤなどでは定期割替を維持強化させたが、土地の個人的保有確立地域では地主・小作制と矛盾するものではなかったとする。(c)では、公的に言われてきた「賃労働」への移行の内実是在地支配層に依存した旧来の体制と本質的に変わるものではなかったと指摘される。(2)では、まず土地保有農民の中にも労役負担、耕地保有規模の点で階層差があることが指摘され、次いで土地保有上層民の経営を支えた隷属民の存在形態が検討される。そして、この時期の隷属民は系譜的にマタラム時代の最下層民に連なり、土地保有農民との人格的依存関係による私的な結合に加えて、植民地権力や村落共同体による公的な把握を通して労働力の追加的供給源として利用されたことを明らかにし、マタラム時代の身分階層制の疑似的再編であると性格づける。

本章では、まず、砂糖生産の労働力編成の実態を解明したことが貴重な成果である。また(b)において、強制裁培制度それ自体が農民を動員できるメカニズムを内包していたことを指摘したことは興味深い。次に隷属民について、マタラム時代の身分制が植民地化の進行のなかで再編されていくことを労役負担の増加との関連から実証したことも重要な指摘である。ただし、著者も述べるようにマタラム時代隷属民の存在形態についてはなお実証を重ねる必要があ

り、また、ジャワ村落には植民地化以降の時期に開墾されたものが多いが、そこでの土地なし農民をどのように規定するかは残された問題であろう。

第6章「1880年代ジャワの税役制度と農村諸階層」では、ケドゥー州に関する未刊行労役調査報告を史料に、まず税役の特徴を国家労役、首長労役、金納税に分けて検討する。そして労役代行制には(1)相互交換など農民間の相互扶助的慣行、(2)上層農民が特定の代行者を恒常的に確保する階層差に基づくものの別があった、金納地租は農家粗収入の10%程度を占め、労役との二重負担は農家経営を圧迫したと指摘する。農村社会の構造変化とのかかわりで興味深いのは、直轄領化と強制裁培の導入により労役負担が重くなった結果、隷属民が増加し耕地保有者以外に宅地のみ保有者にも一部課されるようになったが、1880年代には軽減され宅地のみ保有者は補助遂行者に戻った、労役賦課が耕地保有規模を基準にしなかったので上層農民は相対的に有利であり、土地商品化の進展とあいまって階層分化進展の契機になったと、労役負担と農民層分解の関係を明らかにしていることであろう。以上を踏まえ、著者はこの時期を前期的身分階層制が徐々に崩壊するが村落支配層がなお特権を保持しており、植民地支配はプランテーション体制基盤整備のために個人的保有化、労役金納化、賃労働導入などで商品生産を誘発したが、他方で村落支配層の特権には積極的に介入せず経済外強制体制を維持した結果、農業経営と商品生産の発展を抑制したという政策的矛盾を抱えており、土地や税役の近代化政策実現も農村社会の階層分化も緩慢化したと展望する。

評者もこの展望自体に異議はないが、なお解明されるべき点も多く残されているように思う。とりわけ、農業経営の発展抑制という場合、その具体的な検討がなされていないことには大きな不満が残る。著者がいう経済外強制への依存がどのような仕組みで農業経営を圧迫したかが検討されるべきであろう。

第7章「20世紀初期ジャワの農村社会」では東ジャワのモジョケルト県、クラクサン県、中部ジャワのブルウォルジョ県、パティ県に関する農村実態調査報告と、1930年代末プランテーション労働者生活

実態調査報告が検討され、この時期の農村社会の特徴点として(1)土地所有の「共同的保有」から「個人的保有」への移行、(2)一部上層農による土地集積の進展、(3)零細農、土地なし農の小作、農業労働、プランテーション労働への依存の増大、(4)プランテーション労働力調達における人格的依存関係の利用があげられる。

本章では地域も時期も異なる史料が検討され、論点は多岐にわたるのでそのいちいちを検討する余裕はないが、農民層分解と共同体規制の弛緩との関連についての議論に触れておきたい。著者はモジョケルトにおいて頻繁に見られる耕地の短期借地による経営規模拡大について、調査時点の1917年では共同体規制のため契約期間が短く、各ゴゴル1人からの借入れ面積も小さいのでそれほど大規模な経営になったとは考えられないが、共同体規制の弛緩が進めば階層分化はもっと進むであろうと述べており、共同体規制の弛緩が階層分化の必要条件であると考えておられるようである。評者も、これによって階層分化が進む条件が拡大することについてはそのとおりだと思うが、その一方で同じ史料が載せる共同体規制が同様に強固な隣接地域バンギル、シドアルジョの事例では、資本力の大きい「原住民」が借地を仕事していると記載され^(ie5)、また、1930年代シドアルジョ県に関する調査報告書を見て^(ie6)、共同体規制はほとんど弛緩していないにもかかわらず土地貸出は極めて盛んで、特に村外高利貸しによる借地・直小作経営が広範に行なわれている。したがって、この地域で大規模な地主経営が出現しないことに関しては、別の要因も考える必要があるのではないかと思われる。

第8章「東部スマトラの植民地化と周辺労働力編成」では、まず煙草、ゴム農園が進出した19世紀後半以降、現地バタック族社会がマレー人スルタンを頂点にした階層的行政組織へと再編され、在来の地縁的共同体の自立性が失われていったこと、土地の租借法やジャラン制の導入などにより本来の焼畑農耕は変容を迫られ、煙草栽培やゴム栽培の動向に左右されるようになったことが述べられる。次に農園主力労働力の中国人労働者の労働管理の実態に

れ、劣悪な労働条件から発生した暴動、逃亡を契機にクーリー条例が制定されたが、世紀末から労務政策転換の動きがオランダ本国で始まり、ようやく1932年に同条例の中の懲罰規定廃止が実現したこと、10年代からのゴム生産拡大と第1次世界大戦による中国人クーリー流入停止を契機にジャワ人労働者の家族ぐるみでの定住が図られ、ゴム農園労働力の中核になり、一部は水田保有米作農として定着したことなどが指摘される。

評者は東スマトラについては不案内であり本章の内容に関してコメントすることは避けたいが、前章までのジャワに関する記述と比較すると植民地支配のあり方の違いが浮き彫りになり興味深い。ただ、本章では著者が最初に掲げた「在来社会と植民地支配の相互規定性」という視角のうち、在来社会が植民地をどう規定したかという点からの分析は十分ではないように思える。

最後に全体を通しての感想をのべておきたい。本書はジャワ全体のみならず外島までも射程に入れて植民地期の社会変化の全体像を描き出そうとする意欲的試みであり、「相互規定性」という分析視角から主として土地制度、現地人首長、農民階層、労働編成が詳細に検討され、在来の制度の「擬制的再編」として論じられている。評者もこれには異存がないが、住民農業それ自体の検討はなお今後に残された課題であろう。また、本書ではさまざまな地域の事例が検討されるが、それらが如何なる点で典型的な事例なのかという説明は必ずしも十分ではない印象がする。本書が解明の重点とするジャワ社会だけ見てもきわめて地域差に富んでおり、植民地期インドネシアの社会変容を描く場合、なお、これに対する十分な考慮が必要なのではなかろうか。

(注1) P. Carey, "Changing Javanese Perceptions of the Chinese Communities in Central Java, 1755-1825," *Indonesia*, no. 37, April 1984, pp. 1-48.

(注2) 植村泰夫「一九世紀後半—二〇世紀初頭ジャワ・マツラのデサ首長の社会的地位をめぐって」(『東洋史研究』第47巻第3号 1988年12月)。

(注3) 同上論文参照。

(注4) L. W. C. van den Berg, "Het Inlandsche

Gemeentewezen op Java en Madoera," *Bijdragen tot Taal-, Land-, en Volkenkunde van Nederlandsch-Indie*, deel 52, 1901, pp. 1-140.

(注5) Arsip Nasional Republik Indonesia, *Laporan-Laporan Desa*, Jakarta, 1974, pp. 5-6.

(注6) Soekasno, "Onderzoek naar den Sociaal-Economischen Toestand van de Landbouwende Bevolking van het regentschap Sidoardjo," *Volkscredietwezen*, 1938, pp. 291-347.

(広島大学文学部助教授)